



宮 崎 県 公 報

平成21年 3 月26日 (木曜日) 第 2069 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

規 則

- 専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則…… (人事課) 1
- 宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則…… (水産政策課) 1
- 港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則…… (港湾課) 2
- 廃置分合に伴う人口…… (市町村課) 11
- 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し…… (障害福祉課) 11
- 林業種苗生産事業者の登録…… (森林整備課) 11

頁

- 漁業災害補償法に基づく養殖業に係る水域…… (水産政策課) 11
- 漁業災害補償法に基づく特定養殖業に係る水域の廃止…… (") 13
- 道路の区域の変更…… (道路保全課) 13
- 道路の供用の開始…… (") 13
- 自動車専用道路の指定…… (") 13
- 都市計画事業の変更の認可…… (公園下水道課) 13
- 公の施設の指定管理者の指定…… (建築住宅課) 13

公 告

- 土地改良区の解散…… (農村整備課) 14
- 病院局公営企業告示
- 指定代理納付者の指定…… 14
- 平成19年 3 月30日付け県公報 (号外第38号) 中…… 14

正 誤

規 則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第9号

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則の一部を改正する規則

専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を定める規則 (昭和31年宮崎県規則第44号) の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を次のとおり定める。				専門委員等の報酬の額及び相当するとみなされる職務の級を次のとおり定める。			
報酬の額及び職務の級				報酬の額及び職務の級			
職 名	報 酬	の 額	職 務 の 級	職 名	報 酬	の 額	職 務 の 級
[略]				[略]			
女性相談員	1 日につき	<u>6,050</u> 円	[略]	女性相談員	1 日につき	<u>6,500</u> 円	[略]
[略]				[略]			

附 則

この規則は、平成21年 4 月 1 日から施行する。

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年 3 月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第10号

宮崎県漁業調整規則の一部を改正する規則

宮崎県漁業調整規則 (昭和39年宮崎県規則第23号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(遊漁者等の漁具漁法の制限)	(遊漁者等の漁具漁法の制限)

第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事している場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) [略]
- (2) たも網及び又手網
- (3)～(5) [略]

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第55条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対し各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

第44条 漁業者が漁業を営むためにする場合若しくは漁業従事者が漁業者のために従事している場合又は試験研究のために水産動植物を採捕する場合を除き、次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

- (1) [略]
- (2) たも網及びさで網
- (3)～(5) [略]

第58条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して第56条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほかその法人又は人に対し各本条の罰金刑又は科料刑を科する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第11号

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の一部を改正する規則

港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則（昭和38年宮崎県規則第31号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(許可申請書)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第4条第1項第3号及び第4号の規定による行為の許可 <u>危険物荷役(けい船)・不衛生物(有害物)荷役許可申請書(別記様式第2号)</u></p> <p>(3) 条例第9条第1項前段の規定による使用の許可(前2号及び第4号から第13号までに掲げる許可に該当するものを除く。)) <u>港湾施設使用(工作物設置)許可申請書(別記様式第3号)</u></p> <p>(4) 条例第9条第1項前段の規定による<u>けい留施設の使用の許可(第1号に掲げる許可に該当するものを除く。)</u> <u>けい留施設使用許可申請書(別記様式第4号)</u></p> <p>(5)～(18) [略]</p>	<p>(許可申請書)</p> <p>第8条 次の各号に掲げる許可を受けようとする者は、それぞれ当該各号に掲げる許可申請書を知事に提出しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 条例第4条第1項第3号及び第4号の規定による行為の許可<u>並びに条例第9条第1項前段の規定によるけい留施設の使用の許可(前号及び次号に掲げる許可に該当するものを除く。)</u> <u>入港前手続様式(別記様式第2号)</u> <u>(2)の2 条例第9条第1項前段の規定によるけい留施設の使用の許可(宮崎港マリーナ施設に限る。)</u> <u>けい留施設(浮桟橋)使用許可申請書(別記様式第2号の2)</u></p> <p>(3) 条例第9条第1項前段の規定による使用の許可(前3号及び次号から第13号までに掲げる許可に該当するものを除く。) <u>港湾施設(荷さばき地等)使用許可申請書(別記様式第3号)</u></p> <p>(4) 条例第9条第1項前段の規定による<u>ひき船の使用の許可</u> <u>ひき船使用許可申請書兼配船希望願(別記様式第4号)</u></p> <p>(5)～(18) [略]</p>

別記様式第2号を次のように改める。

様式第 2 号 (第 8 条関係)

入港前手続様式 (その 1)

- 危険物荷役許可申請 停泊場所指定願 移動許可申請 係留施設使用許可申請
- 船舶運航動静通知 船舶油濁損害賠償保障法に基づく保障契約情報の通報
- 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報

※ 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律に基づく船舶保安情報の通報、船舶油濁損害賠償保障法に基づく保証契約情報の通報、港則法に基づく危険物荷役許可申請、停泊場所指定願及び移動許可申請並びに港湾管理者の求める係留施設等使用許可申請、船舶運航動静通知にあたっては、この様式を用いることができる。

- 港長殿
- 港湾管理者殿
- 地方運輸局長殿
- 海上保安 _____ 長殿

船長氏名 _____
 申請者名 _____
 申請者住所 _____
 担当者名・連絡先 _____

【 外航 ・ 内航 】

申請者コード			
船舶基本情報	船名		IMO番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)
	船種 【 貨物船 ・ コンテナ船 ・ 貨客船 ・ 客船 ・ 油槽船 ・ 漁船 ・ その他 】 / 【 汽船 ・ 機船 ・ 機帆船 ・ その他 】		
	国籍		船籍港
	総トン数	国際総トン数	重量トン数 全長
	連絡方法 : 呼出符号 (信号符号) 船舶電話番号、インマルサット電話番号、FAX番号その他連絡方法		
船主等情報	船主名 (所有者名) ・ 住所 ・ 電話番号又はFAX番号 _____ : (コード)		
	(名前)		
	(住所)		
	(電話番号又はFAX番号)		
	運航者名 ・ 住所 ・ 電話番号又はFAX番号 (運航者と船舶借借人が異なる場合は、船舶借借人名 ・ 住所 ・ 電話番号又はFAX番号を併記すること)		
	(名前) _____ : (コード)		
(住所)			
(電話番号又はFAX番号)			
代理人 (店) 名 ・ 住所 ・ 電話番号又はFAX番号 _____ : (コード)			
(名前)			
(住所)			
(電話番号又はFAX番号)			
入港情報	入港予定港名		入港予定日時 月 日 時 分
	停泊目的	希望びよう泊場所	びよう泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで
	係留施設 (希望船席) 名称 ・ 場所		(コード)
	着岸 (予定) 日時 月 日 時 分		離岸 (予定) 日時 月 日 時 分
	移動前停泊場所		移動後停泊場所
	移動理由	移動予定日時 月 日 時 分	移動後停泊予定期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで
	運航区分 【 入港 ・ 移動 】	着岸舷側 【 左舷 ・ 右舷 】	(被) 接舷船名
航海情報	航路名		【 優先指定 ・ 定期 ・ 不定期 】
	仕出港	前港	次港 仕向港
	特定海域の入域の位置及び入域の予定時刻 (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】 (予定日時) 月 日 時 分		

船名		IMO 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)			
貨物情報	本邦内での陸揚貨物の種類 (積荷地)・数量 (種類) (数量)		入港予定港における船積貨物の種類・数量 (種類) (数量)		
	入港予定港				
	その他本邦の港(入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)				
危険物情報		品名 (積荷地)・等級・国連番号・容器等級・引火点 (密閉式による摂氏)	こん包の数・正味重量	船舶内の積付け位置	
	入港時				
出港時					
危険物荷役情報	危険物荷役業者名・電話番号				
	危険物荷役期間 月 日 時 分から 月 日 時 分まで				
保障契約情報	保障契約締結の有無 【 有 ・ 無 】	保障契約証明書等の番号 (保障契約証明書等を有している場合)			
	保障契約証明書等を有していない場合の記入事項	①保険者等の氏名又は名称			
		②保障契約の証書の番号			
		③保障契約の有効期間			
		④燃料油濁損害及び船体撤去の費用を担保・填補する契約となっているか	【 なっている ・ なっていない 】		
	⑤保障限度額				
過去一年間の本邦内の港への入港実績の有無 【 有 ・ 無 】					
備考					

入港前手続様式 (その 2)

船名		IMO 番号 (又は船舶番号・漁船登録番号)	
船舶警報通報装置の有無 【 有 ・ 無 ・ 故障 】		船舶指標対応措置に対応した国際海上運送 保安指標	通報日時・通報時の船舶の位置 (日時) 月 日 時 分 (位置)
船舶保安証書等の番号及び発給機関 (番号) (発給機関)		船舶保安統括者の氏名及び連絡先 (氏名) (連絡先)	船舶保安管理者の氏名及び職名 (氏名) (職名)
当分の間内航か 【 はい ・ いいえ 】			
出港後に他の本邦の港へ入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻			
① (予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
② (予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
③ (予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
④ (予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
⑤ (予定港)		(係留施設名)	
(時刻) 月 日 時 分			
船 船 保 安 情 報	出港後に特定海域に入域する予定位置及び予定時刻		
	① (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】		② (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】
	(時刻) 月 日 時 分		(時刻) 月 日 時 分
	③ (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】		④ (入域位置) 【 東京湾 ・ 伊勢湾 ・ 紀伊水道 ・ 豊後水道 ・ 関門海峡 】
(時刻) 月 日 時 分		(時刻) 月 日 時 分	
※以下の事項は、本邦の港への入港直前の過去 10 回の寄港に関するものとする			
經由国名	經由港名	經由港入港年月日	經由港出港年月日
①	①	① 年 月 日	① 年 月 日
②	②	② 年 月 日	② 年 月 日
③	③	③ 年 月 日	③ 年 月 日
④	④	④ 年 月 日	④ 年 月 日
⑤	⑤	⑤ 年 月 日	⑤ 年 月 日
⑥	⑥	⑥ 年 月 日	⑥ 年 月 日
⑦	⑦	⑦ 年 月 日	⑦ 年 月 日
⑧	⑧	⑧ 年 月 日	⑧ 年 月 日
⑨	⑨	⑨ 年 月 日	⑨ 年 月 日
⑩	⑩	⑩ 年 月 日	⑩ 年 月 日

経由港において実施した船舶指標対応措置に対応した国際海上運送保安指標 ①	経由港において実施した船舶指標対応措置に加えて実施した措置の有無及びその内容 ①【有・無】(内容)	経由港乗船本邦下船旅客の有無 ①【下船旅客の有・無】
②	②【有・無】(内容)	②【下船旅客の有・無】
③	③【有・無】(内容)	③【下船旅客の有・無】
④	④【有・無】(内容)	④【下船旅客の有・無】
⑤	⑤【有・無】(内容)	⑤【下船旅客の有・無】
⑥	⑥【有・無】(内容)	⑥【下船旅客の有・無】
⑦	⑦【有・無】(内容)	⑦【下船旅客の有・無】
⑧	⑧【有・無】(内容)	⑧【下船旅客の有・無】
⑨	⑨【有・無】(内容)	⑨【下船旅客の有・無】
⑩	⑩【有・無】(内容)	⑩【下船旅客の有・無】
航行速力	航海中の異変等	

- 注 1 入港前手続様式 (その 1) については、申請・通報を行おうとする官署全てに提出すること。(公共の係留施設を使用する場合は、係留施設使用許可申請時に提出すること。)ただし、入港 (本邦以外の地域の港から特定海域に入域をしようとする場合は、特定海域への入域) の前日の正午又は 24 時間前のいずれか早い時刻までに必ず提出すること。なお、提出の日が休日に当たる場合は、その日より前の休日でない日の正午までに提出すること。
- 注 2 入港前手続様式 (その 2) については、海上保安官署へ提出する必要がある場合に、海上保安官署にのみ提出すれば足りる。ただし、入港 24 時間前までに必ず提出すること。
- 注 3 「申請者名」の欄については、港長に対して申請を行うに当たっては、署名又は記名押印すること。
- 注 4 「連絡方法」の欄については、内航船舶にあっては呼出符号 (信号符字) のみ記載すること。
- 注 5 「過去一年間の本邦内の港への入港の実績の有無」については、一般船舶にあっては特定海域への入域の有無も含む。
- 注 6 「貨物情報」及び「危険物情報」の「積荷地」については、本邦以外の地域の港から本邦の港に入港する場合にのみ記載すること。
- 注 7 「その他本邦の港 (入港予定港が本邦での最初の寄港地で、かつ、その他本邦の港でも陸揚貨物がある場合に記載)」の欄については、内航船舶は記載する必要はない。
- 注 8 入港時の「危険物情報」には、「荷卸しする危険物」、「その他の危険物」に区分し、出港時の危険物情報には、「積込む危険物」を記入すること。この場合、荷役しない「その他の危険物」については、「積付け位置」の欄に、その開放、非開放の別も記入すること。
- 注 9 「危険物荷役情報」は、荷役関係者が記入のこと。
- 注 10 「保障契約証明書等」とは、保障契約証明書、責任条約の締約国である外国が交付した当該船舶について保障契約が締結されていることを証する責任条約の附属書の様式による書面、外国が交付した責任条約第 7 条第 12 項に規定する証明書又は一般船舶保障契約証明書のことをいう。
- 注 11 「保障契約証明書等の番号」の欄と「保障契約証明書等を有していない場合の記入事項」の欄については、該当する場合には、いずれか一方に記入すること。
- 注 12 「当分の間内航か」の欄で「はい」を選んだ場合は、「出港後に他の本邦の港に入港する予定港及び係留施設名並びに予定時刻」の欄及び「特定海域に入域する予定位置及び予定時刻」の欄は記載する必要はない。
- 注 13 入港前手続様式 (その 2) のうち、過去 10 回の寄港に関するものについては、過去 10 回の寄港に本邦の港への寄港が含まれる場合は、そのうち直近の本邦の港及びそれ以降の寄港に関するものを記入すれば足りる。

別記様式第 2 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 8 条関係)

けい留施設 (浮棧橋) 使用許可申請書

年 月 日

殿

申請人 住 所
氏 名
電話番号
生年月日

印

けい留施設 (浮棧橋) を使用したいので、宮崎県港湾管理条例第 9 条第 1 項の規定により、許可の申請をします。

記

船 種 及 び 船 名	
船舶検査済票の番号	
船 舶 の 長 さ	メートル
使 用 期 間	
共同所有者の有無	有 ・ 無

(注) (1) この申請書は、1 部提出すること。

(2) 船舶の長さの欄は、船体の全長を記入すること。

(3) 共同所有者がある場合は、共同所有者の氏名、住所、電話番号等を記載した共同所有者名簿を作成し、添付すること。

添付図書類

- (1) 船舶検査証書又は船舶検査手帳の写し
- (2) 船籍票の写し
- (3) 船舶の写真 (船舶の全部が写されているもの)
- (4) 申請人の住民票又は運転免許証の写し

別記様式第 3 号から別記様式第 5 号までを次のように改める。

様式第 3 号 (第 8 条関係)

港湾施設 (荷さばき地等) 使用許可申請書

年 月 日

殿

住 所

申請者 氏 名

電 話

(法人にあっては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

申 請 者 コ ー ド		施設の種類	1. 荷役機械 2. 上屋 3. 荷さばき地 4. 野積場 5. コンテナ用電源
施 設 コ ー ド		施 設 名 称	
信 号 符 号 (コールサイン)等		船 名	
使用数量 (使用面積)		使用区画 (区画名)	
使用予定 期 間	年 月 日 時 分から		
	年 月 日 時 分まで		
貨 物	品名コード(コンテナ番号)	品 名 (コンテナ種別)	個数・トン数
備 考			

(注意) 1 該当施設番号を○印で囲み、施設の種類毎に記載して下さい。

2 上屋、荷さばき地又は野積場の使用許可申請の場合は、位置図及び使用面積の求積図を添付して下さい。

様式第 4 号 (第 8 条関係)

ひき船使用許可申請書兼配船希望願

年 月 日

殿

住所又は所在地
申請者 氏名・名称
連 絡 先
(法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【 外 航 ・ 内 航 】

港 湾 名					
申請者コード					
係留施設名					
施設コード					
船名・信号符字等					
総トン数 (料金体系によってはD/Wを記載)					
船 種	【 コンテナ船・自動車専用船・油槽船・一般貨物船・旅客船・その他 】				
スラスターの有無	【 有 ・ 無 】				
水先人乗船の有無	【 有 ・ 無 】				
利 用 日 時	入 港	(開始)	月	日	時 分
		(終了)	月	日	時 分
	出 港	(開始)	月	日	時 分
		(終了)	月	日	時 分
ひ き 船	ひ き 船 名 (希望するひき船がある場合や欄外※の場合に記載。それ以外の場合は希望隻数を記載。)	ひき船事業者名 (欄外※の場合にのみ記載)			
ひき船コード					
船舶運航事業者 (欄外※の場合にのみ記載)	(名称)				
	(国名又は都市名)				
備 考					

※ 外航船舶の運航事業者より委任を受けた船舶代理店がひき船使用料を支払う場合であつて、消費税の免除を受けるため、本申請書をもって役務提供の相手方が船舶運航事業者であることを証明する書類とする場合には、「申請者」欄への印、「船名」・「利用日時」・「ひき船名」・「ひき船事業者名」・「船舶運航事業者」欄への記載が必要となります。

その場合、ひき船事業者が請求書控えなどの必要書類とともに、本申請書を必ず保管する必要があります。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

船 舶 給 水 施 設 使 用 許 可 申 請 書

年 月 日

殿

住所又は所在地
 申請者 氏名・名称
 連 絡 先
 (法人にあつては事務所の所在地、名称・代表者氏名)

【 外 航 ・ 内 航 】

港 湾 名	
申 請 者 コ ー ド	
船 名	
信号符字 (コールサイン) 等	
総 ト ン 数	
給 水 種 別	【運搬給水・岸壁給水・自動販売機・缶・その他】
給 水 希 望 日 時	月 日 時 分
給 水 申 込 数 量	(飲料水) m ³ (その他) m ³
希 望 給 水 場 所	
希望給水場所コード	
備 考	

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の港湾法及び宮崎県港湾管理条例の施行に関する規則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

宮崎県告示第 222号

平成21年3月30日から日南市、南那珂郡北郷町及び同郡南郷町を廃し、その区域をもって日南市を設置することに伴う、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第177条第1項第1号の規定による同市の人口は、次のとおりである。

平成21年3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

日南市 60,914人

宮崎県告示第 223号

障害者自立支援法(平成17年法律第123号)第50条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消した。

平成21年3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		取消年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510700083	マルナカ福祉作業所	串間市大字西方41番地3	特定非営利活動法人マルナカ福祉会	串間市大字西方41番地3	平成21年3月16日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 224号

林業種苗法(昭和45年法律第89号)第10条第3項の規定により、次のとおり林業種苗生産事業者の登録をした。

平成21年3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容		事業所の名称及び所在地
		種穂	苗木	
1271	日興川和志 東臼杵郡諸塚村大字家代7158番地乙	採取 精選	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	日興川和志 東臼杵郡諸塚村大字家代7158番地乙
1272	田中久智 東臼杵郡諸塚村大字家代2301番地	採取 精選	幼苗の育成 幼苗以外の苗木の育成	田中久智 東臼杵郡諸塚村大字家代2301番地

式2年魚すずき養殖業、小割り式2年魚ひらまさ養殖業及び小割り式3年魚ひらまさ養殖業、小割り式まあじ養殖業並びに小割り式1年魚しまあじ養殖業及び小割り式2年魚しまあじ養殖業に係る水域を次のように定め、平成21年4月1日から適用する。

ただし、平成21年4月1日前に責任期間が開始する共済契約については、なお従前の例によるものとする。

なお、漁業災害補償法に基づく養殖業に係る水域(平成16年宮崎県告示第270号)は、廃止する。

平成21年3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

加入区の名称	区 域
北浦第1号加入区	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先区第1号漁業権漁場
北浦第2号加入区	延岡市北浦町市振及び宮野浦地先区第2号漁業権漁場
北浦第3号加入区	延岡市北浦町宮野浦地先区第3号漁業権漁場
北浦第4号加入区	延岡市北浦町宮野浦地先区第4号漁業権漁場
北浦第5号加入区	延岡市北浦町古江地先区第5号漁業権漁場
北浦第6号加入区	延岡市北浦町古江阿蘇地先区第6号漁業権漁場
北浦第7号加入区	延岡市北浦町古江阿蘇地先区第7号漁業権

宮崎県告示第 225号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第118条第3項の規定により、1年貝真珠養殖業及び2年貝真珠養殖業、小割り式1年魚はまち養殖業、小割り式2年魚はまち養殖業及び小割り式3年魚はまち養殖業、小割り式1年魚たい養殖業、小割り式2年魚たい養殖業及び小割り式3年魚たい養殖業、小割り式ふぐ養殖業、小割り式1年魚かんばち養殖業、小割り式2年魚かんばち養殖業及び小割り式3年魚かんばち養殖業、小割り式1年魚すずき養殖業及び小割り

	漁場	加入区	
島浦町第 8 号加入区	延岡市島浦町地先区第 8 号漁業権漁場	延岡市第 27 号加入区	延岡市浦城町地先区第 27 号漁業権漁場
島浦町第 9 号加入区	延岡市島浦町地先区第 9 号漁業権漁場	延岡市第 28 号加入区	延岡市浦城町地先区第 28 号漁業権漁場
島浦町第 10 号加入区	延岡市島浦町地先区第 10 号漁業権漁場	延岡市第 29 号加入区	延岡市浦城町地先区第 29 号漁業権漁場
島浦町第 11 号加入区	延岡市島浦町地先区第 11 号漁業権漁場	延岡市第 30 号加入区	延岡市土々呂町地先区第 30 号漁業権漁場
島浦町第 12 号加入区	延岡市島浦町地先区第 12 号漁業権漁場	延岡市第 31 号加入区	延岡市鯛名町地先区第 31 号漁業権漁場
島浦町第 13 号加入区	延岡市島浦町地先区第 13 号漁業権漁場	延岡市第 32 号加入区	延岡市鯛名町地先区第 32 号漁業権漁場
島浦町第 14 号加入区	延岡市島浦町地先区第 14 号漁業権漁場	延岡市第 33 号加入区	延岡市赤水町地先区第 33 号漁業権漁場
島浦町第 15 号加入区	延岡市島浦町地先区第 15 号漁業権漁場	延岡市第 34 号加入区	延岡市赤水町地先区第 34 号漁業権漁場
延岡市第 16 号加入区	延岡市熊野江町地先区第 16 号漁業権漁場	庵川第 35 号加入区	東臼杵郡門川町大字庵川地先区第 35 号漁業権漁場
延岡市第 17-1 号加入区	延岡市須美江町地先区第 17-1 号漁業権漁場	庵川第 36 号加入区	東臼杵郡門川町大字庵川地先区第 36 号漁業権漁場
延岡市第 18 号加入区	延岡市浦城町地先区第 18 号漁業権漁場	庵川第 37 号加入区	東臼杵郡門川町加草地先区第 37 号漁業権漁場
延岡市第 19 号加入区	延岡市浦城町地先区第 19 号漁業権漁場	庵川第 38 号加入区	東臼杵郡門川町加草地先区第 38 号漁業権漁場
延岡市第 20 号加入区	延岡市浦城町地先区第 20 号漁業権漁場	門川第 39 号加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先区第 39 号漁業権漁場
延岡市第 21 号加入区	延岡市浦城町地先区第 21 号漁業権漁場	門川第 40 号加入区	東臼杵郡門川町大字門川尾末地先区第 40 号漁業権漁場
延岡市第 23 号加入区	延岡市浦城町地先区第 23 号漁業権漁場	日向市第 41 号加入区	日向市大字日知屋字畑浦地先区第 41 号漁業権漁場
延岡市第 24-1 号加入区	延岡市浦城町地先区第 24-1 号漁業権漁場	串間市第 42 号加入区	串間市大字南方ビンダレ島地先区第 42 号漁業権漁場
延岡市第 25 号加入区	延岡市浦城町地先区第 25 号漁業権漁場	串間市第 43 号加入区	串間市大字南方ビンダレ島沖合区第 43 号漁業権漁場
延岡市第 26-1 号	延岡市浦城町地先区第 26-1 号漁業権漁場		

宮崎県告示第 226号

漁業災害補償法に基づく特定養殖業に係る水域（平成16年宮崎県告示第 271号）は、廃止する。

平成21年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県告示第 227号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成21年 3月26日から平成21年 4月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 18号	延岡市北方 町南久保山 字石畳子42 68番 2 から 同市高野町 67番40まで	旧	6.5 ～ 42.0 21.0 ～ 257.0	8824.0 8106.0
				新	6.5 ～ 42.0 21.0 ～ 257.0	8824.0 8106.0

宮崎県告示第 228号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成21年 3月26日から平成21年 4月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 18号	延岡市舞野 町1624番 3 から同市同 町1526番 1 まで	平成21年 3月30日

宮崎県告示第 229号

道路法（昭和27年法律第 180号）第48条の 2 第 2 項の規定により、次のとおり自動車専用道路を指定する。

なお、関係図面は、平成21年 3月26日から平成21年 4月 9 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	指定する 期日
国道	国道 2 18号	延岡市舞野 町1624番 3 地先から同 市同町1526 番 1 地先ま で	61.0 ～ 96.0	90.0	平成21年 3月30日

宮崎県告示第 230号

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第63条第 1 項の規定により、平成14年宮崎県告示第 133号による日南都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成21年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 施行者の名称
日南市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
日南都市計画下水道事業 日南公共下水道
- 3 事業施行期間
昭和33年 9月13日から平成28年 3月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
変更なし

宮崎県告示第 231号

宮崎県営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 9 年宮崎県条例第25号）第75条第 3 項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

平成21年 3月26日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
県営小戸団地
県営鶴ノ島団地
県営青葉団地
県営東町団地
県営出来島団地
県営大塚A団地
県営大塚B団地
県営大塚C団地
県営生目団地
県営花ヶ島団地
県営平和ヶ丘団地
県営大塚台団地
県営大塚台西団地
県営源藤団地
県営神宮駅東団地
県営池内団地
県営花ヶ島東団地

県営江南団地
 県営住吉北団地
 県営生日台東団地
 県営生日台西団地
 県営学園木花台団地
 県営本郷南団地
 県営生日台北団地
 県営横小路団地
 県営新川団地
 県営光町団地
 県営上田島団地
 県営松小路A団地
 県営松小路B団地
 県営松小路C団地
 県営広瀬台団地
 県営ひかりヶ丘C団地
 県営原の坊団地
 県営犬熊団地
 県営向陽団地

- 2 指定管理者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 社団法人宮崎県宅地建物取引業協会
 会長 前田 憲 昭
 宮崎県宮崎市潮見町20番地1
 株式会社マエムラ
 代表取締役 前村 幸夫
 宮崎県宮崎市新栄町11番地
 株式会社クボタ住宅
 代表取締役 久保田 和人
 宮崎県宮崎市大字恒久5068番地1
 宮住商事株式会社
 代表取締役 佐多 孝志
 宮崎県宮崎市東大淀2丁目2番42号
 株式会社共栄ハウス
 代表取締役 境 田 良二
 宮崎県宮崎郡清武町大字船引 292番地1
 成和産業株式会社
 代表取締役 小土橋 幸子

宮崎県宮崎市大淀4丁目3番2号
 株式会社宮崎南不動産
 代表取締役 曾 我 保
 宮崎県宮崎市大淀3丁目5番6号
 株式会社カンエイ
 代表取締役 松 田 一成
 宮崎県宮崎市稗原町63番地1

- 3 指定の期間
平成21年4月1日から平成24年3月31日まで

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、仁田尾土地改良区（宮崎市）が解散した。
 平成21年3月26日

宮崎県知事 東国原 英夫

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。
 平成21年3月26日

宮崎県病院局長 甲斐 景早文

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
 三菱UFJニコス株式会社 東京都文京区本郷3丁目33番5号
 宮銀カード株式会社 宮崎市高千穂通2丁目5番32号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた債権
 県立宮崎病院、県立延岡病院及び県立日南病院における宮崎県立病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第44号）第6条に規定する料金等
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間
 平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

正 誤

平成十九年三月二十日付け県公報（号外第三十八号）中

ページ	段	誤	正								
十七	上	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">看護大学</td> <td>学長 副学長 学生部長 付属図書</td> <td rowspan="2">を</td> </tr> <tr> <td>館長 事務局長 事務局次長 総務課長</td> </tr> </table>	看護大学	学長 副学長 学生部長 付属図書	を	館長 事務局長 事務局次長 総務課長	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">看護大学</td> <td>学長 副学長 学生部長 附属図書</td> <td rowspan="2">を</td> </tr> <tr> <td>館長 事務局長 事務局次長 総務課長</td> </tr> </table>	看護大学	学長 副学長 学生部長 附属図書	を	館長 事務局長 事務局次長 総務課長
看護大学	学長 副学長 学生部長 付属図書	を									
	館長 事務局長 事務局次長 総務課長										
看護大学	学長 副学長 学生部長 附属図書	を									
	館長 事務局長 事務局次長 総務課長										
十七	下	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">看護大学</td> <td>学長 副学長 学生部長 付属図書</td> <td rowspan="2">に</td> </tr> <tr> <td>館長 事務局長 総務課長</td> </tr> </table>	看護大学	学長 副学長 学生部長 付属図書	に	館長 事務局長 総務課長	<table border="1"> <tr> <td rowspan="2">看護大学</td> <td>学長 副学長 学生部長 附属図書</td> <td rowspan="2">に</td> </tr> <tr> <td>館長 事務局長 総務課長</td> </tr> </table>	看護大学	学長 副学長 学生部長 附属図書	に	館長 事務局長 総務課長
看護大学	学長 副学長 学生部長 付属図書	に									
	館長 事務局長 総務課長										
看護大学	学長 副学長 学生部長 附属図書	に									
	館長 事務局長 総務課長										